

法第45条 開発許可承継承認申請書類一覧表

袖ヶ浦市開発指導準備室(R5.6.15)

- ◎申請書は正本(原本:証明書等の有効期限は交付日から3カ月)1部、副本(正本のコピー)2部の計3部を開発指導準備室に提出してください。
- ◎図面は、申請区域を赤枠で表示し、図面名称の明示とこれを作成した者が記名押印又は署名してください。
- ◎申請にあたっては、この表を正本の一枚目に添付(事前に申請者がチェック)し、書類及び図面等を、表の項目順に綴ってください。

申請書類・図面等		必須	☑	備 考	
申請書	開発許可承継承認申請書 〔県細則第十号様式〕	○		宛名は”君津土木事務所長”	
	手数料	○		千葉県収入証紙を貼付	
添付書類	委任状〔任意書式(県参考様式1)〕			(手続きを第三者に委任する場合)	
	開発行為(変更)許可通知書の写し	○			
	建築理由書〔任意書式(県参考様式2)〕	○			
	誓約書〔任意書式(県参考様式3)〕		○	自己居住用の場合	
	印鑑登録証明書(原本)	○		印は実印	
	承認申請者の 資力及び信用に 関する書類	法人等		○	法人以外の団体等のものにあつてはそれが明らかになる書類の写し(原本証明したもの)
		法人の登記事項証明書(原本)		○	
		前年度の財務諸表	自己居住用・自己業務用(1%未満)は不要		
		法人税の納税証明書(原本)	自己居住用・自己業務用(1%未満)は不要		
	事業経歴書	自己居住用・自己業務用(1%未満)は不要			
	個人	住民票の写し(原本)		○	
	資産に関する調書(原本)	自己居住用・自己業務用(1%未満)は不要			預貯金残高証明書等
	所得税に関する納税証明書(原本)	自己居住用・自己業務用(1%未満)は不要			
	事業経歴書	自己居住用・自己業務用(1%未満)は不要			
	土地の登記事項証明書(原本)		○		インターネットのオンライン請求により取得したものは不可
売買契約書の写し					
印鑑登録証明書(原本)					
工事を施行する権原を取得したことを証する書類		○		被承継人の承諾書、承継人の誓約書、権原引渡確定書など	
添付図面	開発区域区域図(1/2,500)		○	袖ヶ浦市都市計画等⇒都市整備課	
	公図の写し(原本)(1/600以上)		○	隣接地の地目・面積・所有者の住所及び氏名を記入するか、一覧表を添付	
	土地利用計画図(1/1,000以上)		○	利用種別ごとに色分け/道路名称及び建築基準法該当条項、境界杭の種類、道路幅員、土留めの種類及び範囲等を表示	

【特定承継人について】

- ◎特定承継人とは、開発許可を受けた者から開発区域内の土地の所有権、その他工事を施行する権原を取得したものをいいます。
- ◎特定承継ではない一般承継の場合は、都市計画法第44条に基づく「許可承継届出書〔県細則第九号様式〕」を提出してください。
- ◎承継の承認が得られなかった場合は、当初に許可を受けた者が都市計画法第38条に基づく「工事の廃止の届出書(省令様式第8)」を提出してください。